

## 第8章 環境の保全のための措置

## 第8章 環境の保全のための措置

本事業の環境影響評価の過程において検討し、講ずることとした環境保全措置を以下に示す。

なお、環境保全措置の検討にあたっては、複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、環境影響ができる限り回避され、または低減されているかどうかを検証した。また、環境保全措置の効果の不確実性及び環境保全措置の実施に伴う他の環境要素の影響の増加の有無についても検討を行った。今後、事業実施にあたり、環境保全措置を講ずる際には、その時点における実行可能なより良い技術の導入に留意するものとする。

### 8-1 大気質

大気質に関する環境保全措置は表 8-1.1 に示すとおりである。

表 8-1.1 大気質に関する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置の内容	措置の区分	効果の不確実性	他の環境要素への影響
工事の実施	粉じんの発生	粉じん発生量の低減	建設機械の稼働による砂の巻き上げや土砂等の飛散を防止するため、施工区域の周囲にフェンス等の仮囲い（高さ 3m）を設置する。	低減	なし	なし
			適宜、散水を行って粉じんの飛散防止を徹底する。	低減	なし	なし
			場内に掘削土等を仮置きする場合は、シートなどで覆い、粉じんの飛散防止を徹底する。	低減	なし	なし
		低減効果の監視	環境の保全が適切に図られていることを確認するために、施工時に降下ばいじん量の調査を行う。	低減	なし	なし
工事用車両の走行	排ガスの発生	排ガス発生量の低減	工事用車両は、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用する。	低減	なし	なし
			工事用車両の整備、点検を徹底したうえ、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを実施する。	低減	なし	なし
			工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。	低減	なし	なし
廃棄物焼却施設の稼働	排ガスの発生	排ガス濃度の低減	排ガスは、乾式の排ガス処理を計画し、自主基準値を遵守する。	低減	なし	なし
			炉内を高温に保つこと、燃焼室での十分なガス滞留時間を確保すること等を徹底し、ダイオキシン類の発生を抑制する。	低減	なし	なし
			大気汚染物質の発生を抑制するため、ごみ質の均一化を図り、安定した燃焼を維持する。	低減	なし	なし

## 8-2 水質

水質に関する環境保全措置は表 8-2.1 に示すとおりである。

表 8-2.1 水質に関する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置の内容	措置の区分	効果の不確実性	他の環境要素への影響
工事の実施	濁水の発生	濁水発生量の低減 濁水濃度の低減	工事中における雨水による濁水を防止するため、改変範囲内の雨水を集水のうえ、一旦、沈砂池に貯留し、濁りを沈降させた後、高谷川に排水する。	低減	なし	なし
			土壌汚染が認められる区域から流出する雨水は別途集水し、濁水処理施設により処理し排水する。	低減	なし	なし
			沈砂池容量を確保するために、必要に応じて堆砂を除去する。	低減	なし	なし
			工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。	低減	なし	なし
			台風、集中豪雨時等の一時的な豪雨（50 mm/日以上）が予想される場合には、必要に応じて造成面をシートで覆うことや土嚢の設置等による濁水流出防止対策を講じる。	低減	なし	なし
			汚染土壌を仮置きした際の雨水の地下浸透や汚染土壌に触れた濁水の流出を防止するため、必要に応じて遮水シート等による濁水流出防止対策を講じる。	低減	なし	なし
	低減効果の監視	沈砂池からの排水は水素イオン濃度（pH）及び濁度を連続的に監視する。	低減	なし	なし	
	湧出水の発生	有害物質の流出抑制 湧出水発生量の低減	湧出量を抑制するため、ごみピット設置等の工事により地下水位以下まで掘削する際は掘削範囲の遮水工等の対策を講じる。	低減	なし	なし
			湧出水は、濁水処理施設により処理し排水する。	低減	なし	なし
		低減効果の監視	濁水処理施設からの排水は、水素イオン濃度（pH）及び濁度を連続的に監視する。また、浮遊物質（SS）及び有害物質（砒素、ふっ素、鉛）については、掘削工事の着手前までに対象事業実施区域の土壌を用いて濁度との相関関係を求め、工事排水水質管理基準を満足できる濁度の目標値を設定して、濁度を指標に連続的に監視する。なお、濁度との相関関係が認められない有害物質については、月 1 回程度の頻度で定期的に水質分析を行い、工事排水水質管理基準に基づき排水水質を管理する。	低減	なし	なし
廃棄物焼却施設の稼働	施設排水の発生	施設排水濃度の低減 施設排水量の低減	施設排水は、排水の性状に応じた処理設備により処理し、一部項目については、法令に定められた規制値より低い自主基準値を遵守する。	低減	なし	なし
			プラント排水及び洗車排水は集水し、排水処理を行った後、一部を施設内で再利用し、公共用水域に排水する。	低減	なし	なし
			ごみピット汚水は燃焼室吹込み等により処理する。	低減	なし	なし
			トイレ、厨房及び浴室等の生活排水は浄化槽で処理した後、公共用水域に排水する。	低減	なし	なし

## 8-3 水底の底質

水底の底質に関する環境保全措置は表 8-3.1 に示すとおりである。

表 8-3.1 水底の底質に関する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置の内容	措置の区分	効果の不確実性	他の環境要素への影響
廃棄物焼却施設の稼働	施設排水の発生による水底の底質への影響	施設排水濃度の低減 施設排水量の低減	施設排水は、排水の性状に応じた処理設備により処理し、一部項目については、法令に定められた規制値より低い自主基準値を遵守する。	低減	なし	なし
			プラント排水及び洗車排水は集水し、排水処理を行った後、一部を施設内で再利用し、公共用水域に排水する。	低減	なし	なし
			ごみピット汚水は燃焼室吹込み等により処理する。	低減	なし	なし
			トイレ、厨房及び浴室等の生活排水は浄化槽で処理した後、公共用水域に排水する。	低減	なし	なし

## 8-4 騒音及び超低周波音

騒音及び超低周波音に関する環境保全措置は表 8-4.1 (1) (2) に示すとおりである。

表 8-4.1 (1) 騒音及び超低周波音に関する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置の内容	措置の区分	効果の不確実性	他の環境要素への影響	
工事の実施	建設機械の稼働	騒音発生の低減	建設機械は、低騒音型を使用する。	低減	なし	なし	
			建設機械の整備、点検を徹底する。	低減	なし	なし	
			不要なアイドリングや空ぶかしをしないよう徹底する。	低減	なし	なし	
			発生騒音が極力少なくなる施工方法や手順を十分に検討する。	低減	なし	なし	
			建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。	低減	なし	なし	
			騒音伝搬の抑制	工事区域周辺の可能な範囲に仮囲いを設置する。	低減	なし	なし
	工事用車両の走行	騒音の発生	騒音発生の低減	工事用車両の整備、点検を徹底する。	低減	なし	なし
				不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。	低減	なし	なし
				工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。	低減	なし	なし

表 8-4.1 (2) 騒音及び超低周波音に関する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置の内容	措置の区分	効果の不確実性	他の環境要素への影響
廃棄物焼却施設の稼働	騒音の発生	騒音発生の低減	設備機器については、低騒音型機器の採用に努める。	低減	なし	なし
			設備機器の整備、点検を徹底する。	低減	なし	なし
		騒音伝搬の抑制	処理設備は建屋内への配置を基本とする。	低減	なし	なし
			工場棟出入口にはシャッターを設け、外部への騒音の漏洩を防ぐため可能な限り閉鎖する。	低減	なし	なし
			騒音の大きな機器については、内側に吸音処理を施した独立部屋に収納する。	低減	なし	なし
	超低周波音の発生	超低周波音発生の低減	設備機器については、低騒音・低振動型機器の採用に努める。	低減	なし	なし
			設備機器の整備、点検を徹底する。	低減	なし	なし
			配置する機器による超低周波音の影響が想定される場合には、室内壁の防音処理などの防音対策を行う。	低減	なし	なし

## 8-5 振動

振動に関する環境保全措置は表 8-5.1 に示すとおりである。

表 8-5.1 振動に関する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置の内容	措置の区分	効果の不確実性	他の環境要素への影響	
工事の実施	建設機械の稼働	振動発生の低減	建設機械は、低振動型を使用する。	低減	なし	なし	
			建設機械の整備、点検を徹底する。	低減	なし	なし	
			不要なアイドリングや空ぶかしをしないよう徹底する。	低減	なし	なし	
			発生振動が極力少なくなる施工方法や手順を十分に検討する。	低減	なし	なし	
			建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。	低減	なし	なし	
	工事用車両の走行	振動発生の低減	工事用車両の整備、点検を徹底する。	低減	なし	なし	
			不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。	低減	なし	なし	
			工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。	低減	なし	なし	
	廃棄物焼却施設の稼働	振動の発生	振動発生の低減	設備機器は、低振動型機器の採用に努める。	低減	なし	なし
				設備機器の整備、点検を徹底する。	低減	なし	なし
振動伝搬の抑制		振動の著しい設備機器は、基礎構造を強固にする。	低減	なし	なし		
		主要な振動発生機器については、必要に応じて基礎部への防振ゴム設置等の防振対策を施す。	低減	なし	なし		

## 8-6 悪臭

悪臭に関する環境保全措置は表 8-6.1 に示すとおりである。

表 8-6.1 悪臭に関する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置の内容	措置の区分	効果の不確実性	他の環境要素への影響
廃棄物焼却施設の稼働	悪臭の発生	悪臭排出・漏洩の抑制	廃棄物の保管場所、処理設備を建屋内に配置する。	低減	なし	なし
			搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行う。	低減	なし	なし
			プラットホームの出入口には、エアカーテン等を設置し、搬出入時以外は可能な限りシャッターで外部と遮断する。	低減	なし	なし
			ごみピット、プラットホームは、常に負圧を保つことで外部への臭気の漏洩を防ぎ、休炉時など必要に応じて消臭剤を噴霧する。	低減	なし	なし
			ごみピットの空気を焼却炉の燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行う。	低減	なし	なし

## 8-7 土壌

土壌に関する環境保全措置は表 8-7.1 (1) (2) に示すとおりである。

表 8-7.1 (1) 土壌に関する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置の内容	措置の区分	効果の不確実性	他の環境要素への影響
工事の実施	土壌汚染の拡散	法令に従った手続きの実施	形質変更時要届出区域における工事の実施にあたっては、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）」（平成31年3月、環境省水・大気環境局土壌環境課）等に基づき適切な環境保全措置を行う。また、汚染土壌を搬出する必要がある場合には、汚染土壌の搬出の届出等の必要な手続きを実施する。	低減	なし	なし
		運搬時の汚染土壌の拡散防止	汚染土壌の運搬にあたっては、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4版）」（平成31年3月、環境省水・大気環境局土壌環境課）に従い、以下の環境保全措置を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬中は、汚染土壌を耐久性を有する浸透防止シート等で覆う。</li> <li>・汚染土壌は、密閉性を有し、損傷しにくいドラム缶、フレキシブルコンテナ及びコンテナ等の容器に入れて運搬する。</li> <li>・自動車等のタイヤ・車体や作業員の長靴等に付着した汚染土壌を形質変更時要届出区域外へ持ち出さないよう、搬出前に洗浄を行う。</li> </ul>	低減	なし	なし

表 8-7.1 (2) 土壌に関する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置の内容	措置の区分	効果の不確実性	他の環境要素への影響
工事の実施	土壌汚染の拡散	工事排水中の汚染土壌の拡散防止	改変範囲内の雨水を集水のうえ、一旦、沈砂池に貯留し、濁りを沈降させた後、高谷川に排水する。	低減	なし	なし
			土壌汚染が認められる区域から流出する雨水は別途集水し、濁水処理施設により処理し排水する。	低減	なし	なし
			汚染土壌を仮置きした際の雨水の地下浸透や汚染土壌に触れた濁水の流出を防止するため、必要に応じて遮水シート等による濁水流出防止対策を講じる。	低減	なし	なし
			地下水湧出量を抑制するため、ごみピット設置等の工事により地下水位以下まで掘削する際は、掘削範囲の遮水工等の対策を講じる。	低減	なし	なし
			湧出水は、濁水処理施設により処理し排水する。	低減	なし	なし

## 8-8 植物

植物に関する環境保全措置は表 8-8.1 に示すとおりである。

表 8-8.1 植物に関する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置の内容	措置の区分	効果の不確実性	他の環境要素への影響
工事の実施 廃棄物焼却施設の存在	植物の生育環境の変化	植物相の保全のための緑化	市川市環境保全条例に準じた緑化（対象事業実施区域面積の20%以上）に努める。	低減	なし	なし
			工場棟等の建築物の周りや敷地外周部に沿って緑地を確保する。	低減	なし	なし
			生育が良好な既存の樹木を極力保全する。	回避	なし	なし
			植栽する樹種は、対象事業実施区域の立地条件を考慮して、周辺に自生する在来種、あるいはこの地域の潜在自然植生に即した樹種も視野に入れながら、適切に選定するよう努める。	低減	なし	なし

## 8-9 動物

動物に関する環境保全措置は表 8-9.1 (1) (2) に示すとおりである。

表 8-9.1 (1) 動物に関する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置の内容	措置の区分	効果の不確実性	他の環境要素への影響
工事の実施 廃棄物焼却施設の存在	植物の生育環境の変化による動物の生息環境への影響	動物相保全のための緑化による生息環境確保	市川市環境保全条例に準じた緑化（対象事業実施区域面積の20%以上）に努める。	低減	なし	なし
			工場棟等の建築物の周りや敷地外周部に沿って緑地を確保する。	低減	なし	なし
			生育が良好な既存の樹木を極力保全する。	回避	なし	なし

表 8-9.1 (2) 動物に関する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置の内容	措置の区分	効果の不確実性	他の環境要素への影響	
工事の実施 廃棄物焼却施設の存在	植物の生育環境の変化による動物の生息環境への影響	動物相保全のための緑化による生息環境確保	植栽する樹種は、対象事業実施区域の立地条件を考慮して、周辺に自生する在来種、あるいはこの地域の潜在自然植生に即した樹種も視野に入れながら、適切に選定するよう努める。	低減	なし	なし	
		濁水発生量の低減 濁水濃度の低減	<p>工事中における雨水による濁水を防止するため、改変範囲内の雨水を集水のうえ、一旦、沈砂池に貯留し、濁りを沈降させた後、高谷川に排水する。</p> <p>土壌汚染が認められる区域から流出する雨水は別途集水し、濁水処理施設により処理し排水する。</p> <p>沈砂池容量を確保するために、必要に応じて堆砂を除去する。</p> <p>工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。</p> <p>台風、集中豪雨時等の一時的な豪雨（50 mm/日以上）が予想される場合には、必要に応じて造成面をシートで覆うことや土嚢の設置等による濁水流出防止対策を講じる。</p> <p>汚染土壌を仮置きした際の雨水の地下浸透や汚染土壌に触れた濁水の流出を防止するため、必要に応じて遮水シート等による濁水流出防止対策を講じる。</p>	低減	なし	なし	
工事の実施	濁水による高谷川を生息環境とする動物への影響	低減効果の監視	沈砂池からの排水は水素イオン濃度（pH）及び濁度を連続的に監視する。	低減	なし	なし	
		湧出水の発生による高谷川を生息環境とする動物への影響	有害物質の流出抑制 湧出水発生量の低減	湧出量を抑制するため、ごみピット設置等の工事により地下水位以下まで掘削する際は掘削範囲の遮水工等の対策を講じる。	低減	なし	なし
			湧出水は、濁水処理施設により処理し排水する。	低減	なし	なし	
		低減効果の監視	濁水処理施設からの排水は、水素イオン濃度（pH）及び濁度を連続的に監視する。また、浮遊物質（SS）及び有害物質（砒素、ふっ素、鉛）については、掘削工事の着手前までに対象事業実施区域の土壌を用いて濁度との相関関係を求め、工事排水水質管理基準を満足できる濁度の目標値を設定して、濁度を指標に連続的に監視する。なお、濁度との相関関係が認められない有害物質については、月1回程度の頻度で定期的に水質分析を行い、工事排水水質管理基準に基づき排水水質を管理する。	低減	なし	なし	
廃棄物焼却施設の稼働	施設排水の発生による高谷川を生息環境とする動物への影響	施設排水濃度の低減 施設排水量の低減	施設排水は、排水の性状に応じた処理設備により処理し、一部項目については、法令に定められた規制値より低い自主基準値を遵守する。	低減	なし	なし	
			プラント排水及び洗車排水は集水し、排水処理を行った後、一部を施設内で再利用し、公共用水域に排水する。	低減	なし	なし	
			ごみピット汚水は燃焼室吹込み等により処理する。	低減	なし	なし	
			トイレ、厨房及び浴室等の生活排水は浄化槽で処理した後、公共用水域に排水する。	低減	なし	なし	

## 8-10 陸水生物

陸水生物に関する環境保全措置は表 8-10.1 に示すとおりである。

表 8-10.1 陸水生物に関する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置の内容	措置の区分	効果の不確実性	他の環境要素への影響
工事の実施	濁水の発生による高谷川を生息環境とする陸水生物への影響	濁水発生量の低減 濁水濃度の低減	工事中における雨水による濁水を防止するため、改変範囲内の雨水を集水のうえ、一旦、沈砂池に貯留し、濁りを沈降させた後、高谷川に排水する。	低減	なし	なし
			土壌汚染が認められる区域から流出する雨水は別途集水し、濁水処理施設により処理し排水する。	低減	なし	なし
			沈砂池容量を確保するために、必要に応じて堆砂を除去する。	低減	なし	なし
			工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。	低減	なし	なし
			台風、集中豪雨時等の一時的な豪雨（50 mm/日以上）が予想される場合には、必要に応じて造成面をシートで覆うことや土嚢の設置等による濁水流出防止対策を講じる。	低減	なし	なし
			汚染土壌を仮置きした際の雨水の地下浸透や汚染土壌に触れた濁水の流出を防止するため、必要に応じて遮水シート等による濁水流出防止対策を講じる。	低減	なし	なし
		低減効果の監視	沈砂池からの排水は水素イオン濃度（pH）及び濁度を連続的に監視する。	低減	なし	なし
	湧出水の発生による高谷川を生息環境とする陸水生物への影響	有害物質の流出抑制 湧出水発生量の低減	湧出量を抑制するため、ごみピット設置等の工事により地下水水位以下まで掘削する際は掘削範囲の遮水工等の対策を講じる。	低減	なし	なし
			湧出水は、濁水処理施設により処理し排水する。	低減	なし	なし
		低減効果の監視	濁水処理施設からの排水は、水素イオン濃度（pH）及び濁度を連続的に監視する。また、浮遊物質（SS）及び有害物質（砒素、ふっ素、鉛）については、掘削工事の着手前までに対象事業実施区域の土壌を用いて濁度との相関関係を求め、工事排水水質管理基準を満足できる濁度の目標値を設定して、濁度を指標に連続的に監視する。なお、濁度との相関関係が認められない有害物質については、月1回程度の頻度で定期的に水質分析を行い、工事排水水質管理基準に基づき排水水質を管理する。	低減	なし	なし
廃棄物焼却施設の稼働	施設排水の発生による高谷川を生息環境とする陸水生物への影響	施設排水濃度の低減 施設排水量の低減	施設排水は、排水の性状に応じた処理設備により処理し、一部項目については、法令に定められた規制値より低い自主基準値を遵守する。	低減	なし	なし
			プラント排水及び洗車排水は集水し、排水処理を行った後、一部を施設内で再利用し、公共用水域に排水する。	低減	なし	なし
			ごみピット汚水は燃焼室吹込み等により処理する。	低減	なし	なし
			トイレ、厨房及び浴室等の生活排水は浄化槽で処理した後、公共用水域に排水する。	低減	なし	なし

## 8-11 生態系

生態系に関する環境保全措置は表 8-11.1 (1) (2) に示すとおりである。

表 8-11.1 (1) 生態系に関する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置の内容	措置の区分	効果の不確実性	他の環境要素への影響	
工事の実施 廃棄物焼却施設の存在	植物の生育環境の変化による生態系への影響	緑化による生育・生息環境の確保	市川市環境保全条例に準じた緑化（対象事業実施区域面積の 20%以上）に努める。	低減	なし	なし	
			工場棟等の建築物の周りや敷地外周部に沿って緑地を確保する。	低減	なし	なし	
			生育が良好な既存の樹木を極力保全する。	回避	なし	なし	
			植栽する樹種は、対象事業実施区域の立地条件を考慮して、周辺に自生する在来種、あるいはこの地域の潜在自然植生に即した樹種も視野に入れながら、適切に選定するよう努める。	低減	なし	なし	
工事の実施	濁水の発生による高谷川の生態系への影響	濁水発生量の低減 濁水濃度の低減	工事中における雨水による濁水を防止するため、改変範囲内の雨水を集水のうえ、一旦、沈砂池に貯留し、濁りを沈降させた後、高谷川に排水する。	低減	なし	なし	
			土壌汚染が認められる区域から流出する雨水は別途集水し、濁水処理施設により処理し排水する。	低減	なし	なし	
			沈砂池容量を確保するために、必要に応じて堆砂を除去する。	低減	なし	なし	
			工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。	低減	なし	なし	
			台風、集中豪雨時等の一時的な豪雨（50 mm/日以上）が予想される場合には、必要に応じて造成面をシートで覆うことや土嚢の設置等による濁水流出防止対策を講じる。	低減	なし	なし	
			汚染土壌を仮置きした際の雨水の地下浸透や汚染土壌に触れた濁水の流出を防止するため、必要に応じて遮水シート等による濁水流出防止対策を講じる。	低減	なし	なし	
			低減効果の監視	沈砂池からの排水は水素イオン濃度（pH）及び濁度を連続的に監視する。	低減	なし	なし
		湧出水の発生による高谷川の生態系への影響	有害物質の流出抑制 湧出水発生量の低減	湧出量を抑制するため、ごみピット設置等の工事により地下水位以下まで掘削する際は掘削範囲の遮水工等の対策を講じる。	低減	なし	なし
				湧出水は、濁水処理施設により処理し排水する。	低減	なし	なし
			低減効果の監視	濁水処理施設からの排水は、水素イオン濃度（pH）及び濁度を連続的に監視する。また、浮遊物質量（SS）及び有害物質（砒素、ふっ素、鉛）については、掘削工事の着手前までに対象事業実施区域の土壌を用いて濁度との相関関係を求め、工事排水水質管理基準を満足できる濁度の目標値を設定して、濁度を指標に連続的に監視する。なお、濁度との相関関係が認められない有害物質については、月 1 回程度の頻度で定期的に水質分析を行い、工事排水水質管理基準に基づき排水水質を管理する。	低減	なし	なし

表 8-11.1 (2) 生態系に関する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置の内容	措置の区分	効果の不確実性	他の環境要素への影響
廃棄物焼却施設の稼働	施設排水の発生による高谷川の生態系への影響	施設排水濃度の低減 施設排水量の低減	施設排水は、排水の性状に応じた処理設備により処理し、一部項目については、法令に定められた規制値より低い自主基準値を遵守する。	低減	なし	なし
			プラント排水及び洗車排水は集水し、排水処理を行った後、一部を施設内で再利用し、公共用水域に排水する。	低減	なし	なし
			ごみピット汚水は燃焼室吹込み等により処理する。	低減	なし	なし
			トイレ、厨房及び浴室等の生活排水は浄化槽で処理した後、公共用水域に排水する。	低減	なし	なし

## 8-12 景観

景観に関する環境保全措置は表 8-12.1 に示すとおりである。

表 8-12.1 景観に関する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置の内容	措置の区分	効果の不確実性	他の環境要素への影響
廃棄物焼却施設の存在	景観の変化	主要な眺望点の眺望景観及び地域景観特性の変化の低減	施設計画は、景観に違和感や圧迫感を与えないようデザイン、色彩に配慮し、周辺景観との調和を図る。	低減	なし	なし
			建物及び工作物等のデザインについては、市川市景観計画等に沿って計画する。	低減	なし	なし

## 8-13 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合い活動の場に関する環境保全措置は表 8-13.1 に示すとおりである。

表 8-13.1 人と自然との触れ合い活動の場に関する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置の内容	措置の区分	効果の不確実性	他の環境要素への影響
廃棄物焼却施設の存在及び稼働	人と自然との触れ合いの活動の場への影響	人と自然との触れ合いの活動の場の変化の低減	周辺地域の景観特性と調和した建物デザインとなるよう配慮する。	低減	なし	なし
			新施設の稼働に伴う大気質、騒音、振動、悪臭等については、公害防止のための自主基準値を設定し、それを満足するよう各種環境保全対策を実施することにより、周辺の環境に対する影響を低減する。	低減	なし	なし

## 8-14 廃棄物

廃棄物に関する環境保全措置は表 8-14.1 に示すとおりである。

表 8-14.1 廃棄物に関する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置の内容	措置の区分	効果の不確実性	他の環境要素への影響
工事の実施	廃棄物の発生	廃棄物排出量及び最終処分量の抑制	コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行い、再生クラッシュラン、再生骨材等としての利用を促進する。	低減	なし	なし
			アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行い、再生加熱アスファルト混合物、再生骨材等としての利用を促進する。	低減	なし	なし
			建設発生木材については、可能な場合はチップ化し木質ボード、堆肥等、原材料として利用し、それが適切でない場合には、熱を得ることに利用することを促進する。	低減	なし	なし
			廃プラスチック類、石膏ボードなど特定建設資材以外についても、再資源化が可能なものは、できる限り分別解体等を実施し、再資源化を実施する。	低減	なし	なし
			再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は適正に処分する。	低減	なし	なし
廃棄物焼却施設の稼働	廃棄物の発生	廃棄物発生量及び最終処分量の抑制	焼却灰は路盤材等への再資源化に努め、最終処分量の抑制を図る。	低減	なし	なし
			飛灰処理物は最終処分を基本とし、今後の動向により再資源化を図る。	低減	なし	なし
			焼却不適物及び不燃物は最終処分を基本とし、今後の動向により再資源化を図る。	低減	なし	なし
			鉄類及びアルミ類は既存処理ルートに基づき、再資源化する。	低減	なし	なし

## 8-15 残土

残土に関する環境保全措置は表 8-15.1 に示すとおりである。

表 8-15.1 残土に関する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置の内容	措置の区分	効果の不確実性	他の環境要素への影響
工事の実施	残土の発生	残土の搬出量の抑制	発生土は、埋戻しなどにより、できる限り再利用する。	低減	なし	なし
			汚染土壌を場外搬出する場合、土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出の届出等の必要な手続きを実施する。	低減	なし	なし
			汚染土壌の処分先は、土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の許可業者とする。	低減	なし	なし

## 8-16 温室効果ガス等

温室効果ガス等に関する環境保全措置は表 8-16.1 に示すとおりである。

表 8-16.1 温室効果ガス等に関する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置の内容	措置の区分	効果の不確実性	他の環境要素への影響
廃棄物焼却施設の稼働	温室効果ガスの排出	温室効果ガス排出量の抑制	廃棄物の焼却処理に伴う廃熱を回収し、発電に利用することで、外部から供給される化石燃料由来の電気使用量を削減する。	低減	なし	なし
			発電した電力は場内で使用するだけでなく、余剰電力を売電し、温室効果ガスの排出量及び電力会社等の化石燃料による発電量を削減する。	低減	なし	なし
			廃熱は、発電の他、隣接する余熱利用施設への熱供給、場内の給湯等にも利用し、燃料使用による温室効果ガスの排出を抑制する。	低減	なし	なし
			ごみ質や燃焼温度の管理等を適正に行い、助燃剤の消費を低減する。	低減	なし	なし
			新施設の設備機器は、省エネルギー型のもを積極的に採用する。	低減	なし	なし
			設置が可能な範囲で、新施設の屋根・屋上等への自然エネルギー利用設備等を設置することを検討する。	低減	なし	なし